

日本学術会議法案 新旧対照条文 目次

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）（附則第二十九条関係）	1
○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（附則第三十条関係）	2
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第三十一条関係）	3
○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百二十九号）（抄）（附則第三十二条関係）	4
○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）（附則第三十三条関係）	5
○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）（附則第三十四条関係）	6
○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）（附則第三十五条関係）	7
○ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）（附則第三十六条関係）	8
○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）（附則第三十七条関係）	9
○ 個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）（附則第三十八条関係）	10
○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）（附則第三十九条関係）	11
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第四十条関係）	12

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）（附則第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一般職及び特別職） 第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。 一 一十二（略） （削る） 十三 一十七（略）</p> <p>④ 一 一十七（略）</p>	<p>（一般職及び特別職） 第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。 一 一十二（略） 十二の二 <u>日本学術会議会員</u> 十三 一十七（略）</p> <p>④ 一 一十七（略）</p>

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（附則第三十条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一〇七十一（略） 七十二 削除 七十三〇七十五（略）</p>	<p>（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一〇七十一（略） 七十二 日本学術会議会員 七十三〇七十五（略）</p>

改正案	現行
<p>（法人の事業税の非課税所得等の範囲）</p> <p>第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 損害保険料率算出団体、地方競馬全国協会、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、危険物保安技術協会、日本消防検定協会、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、外国人技能実習機構、日本勤労者住宅協会、広域臨海環境整備センター、原子力発電環境整備機構、広域的運営推進機関、使用済燃料再処理・廃炉推進機構、認可金融商品取引業協会、商品先物取引協会、貸金業協会、自動車安全運転センター、金融経済教育推進機構、脱炭素成長型経済構造移行推進機構及び日本学術会議</p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（法人の事業税の非課税所得等の範囲）</p> <p>第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 損害保険料率算出団体、地方競馬全国協会、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、危険物保安技術協会、日本消防検定協会、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、外国人技能実習機構、日本勤労者住宅協会、広域臨海環境整備センター、原子力発電環境整備機構、広域的運営推進機関、使用済燃料再処理・廃炉推進機構、認可金融商品取引業協会、商品先物取引協会、貸金業協会、自動車安全運転センター、金融経済教育推進機構及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

○行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（抄）（附則第三十二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表（第十二条関係）

別表（第十二条関係）

名称	名称
(略)	(略)
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）
日本学術会議	日本学術会議法（令和七年法律第 号）
(略)	(略)

名称	名称
(略)	(略)
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）
(新設)	(新設)
(略)	(略)

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）（附則第三十三号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条、第七十八条、附則第三十六条関係）

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条、第七十八条、附則第三十六条関係）

名称	都道府県職業能力開発協会	名称	都道府県職業能力開発協会
根拠法	職業能力開発促進法	根拠法	職業能力開発促進法
(略)	日本学術会議	(略)	日本学術会議法（令和七年法律第 号）
(略)	(略)	(略)	(略)

名称	都道府県職業能力開発協会	名称	都道府県職業能力開発協会
根拠法	職業能力開発促進法	根拠法	職業能力開発促進法
(略)	(新設)	(略)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）（附則第三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第十六条、附則第十九条の二関係）

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第十六条、附則第十九条の二関係）

名称	都道府県職業能力開発協会	名称	都道府県職業能力開発協会
根拠法	職業能力開発促進法	根拠法	職業能力開発促進法
(略)	日本学術会議	(略)	日本学術会議法（令和七年法律第 号）
(略)	(略)	(略)	(略)

名称	都道府県職業能力開発協会	名称	都道府県職業能力開発協会
根拠法	職業能力開発促進法	根拠法	職業能力開発促進法
(略)	(新設)	(略)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）（附則第三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第二 非課税法人の表（第五条、附則第九条の二関係）

別表第二 非課税法人の表（第五条、附則第九条の二関係）

名称	土地区画整理組合	名称	土地区画整理組合
根拠法	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）	根拠法	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）
（略）	（略）	（略）	（略）

名称	土地区画整理組合	名称	土地区画整理組合
根拠法	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）	根拠法	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正案

現行

別表第三（第三条、第六十条、附則第十九条の二関係）
一 次の表に掲げる法人

別表第三（第三条、第六十条、附則第十九条の二関係）
一 次の表に掲げる法人

名称	都道府県職業能力開発協会	名称	都道府県職業能力開発協会
根拠法	職業能力開発促進法	根拠法	職業能力開発促進法
(略)	日本学術会議	(略)	日本学術会議法（令和七年法律第 号）
(略)	(略)	(略)	(略)

二 (略)

名称	都道府県職業能力開発協会	名称	都道府県職業能力開発協会
根拠法	職業能力開発促進法	根拠法	職業能力開発促進法
(略)	(新設)	(略)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

二 (略)

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）（附則第三十七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）			
(略)	名称	(略)	名称
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	(略)	脱炭素成長型経済構造移行推進機構
(略)	日本学術会議	(略)	(新設)
(略)	日本学術会議法（令和七年法律第 号）	(略)	(新設)
(略)	日本学術会議法（令和七年法律第 号）	(略)	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）
別表第一（第二条関係）			
(略)	名称	(略)	名称
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	(略)	脱炭素成長型経済構造移行推進機構
(略)	日本学術会議	(略)	(新設)
(略)	日本学術会議法（令和七年法律第 号）	(略)	(新設)
(略)	日本学術会議法（令和七年法律第 号）	(略)	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）（附則第三十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案

別表第一（第二条関係）

名称	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	名称	脱炭素成長型経済構造移行推進機構
根拠法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	根拠法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

現行

別表第一（第二条関係）

名称	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	名称	脱炭素成長型経済構造移行推進機構
根拠法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	根拠法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）（附則第三十九条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案

別表第一（第二条関係）

名称	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	名称	脱炭素成長型経済構造移行推進機構
根拠法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	根拠法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

現行

別表第一（第二条関係）

名称	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	名称	脱炭素成長型経済構造移行推進機構
根拠法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	根拠法	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇五十一（略）</p> <p>（削る）</p> <p>五十二（略） 五十三（略） 五十四（略） 五十四の二（略） 五十四の三（略） 五十四の四（略） 五十四の五（略） 五十四の六 日本学術会議の組織及び運営一般に関すること。 五十五〇六十三（略）</p> <p>（設置） 第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇五十一（略） 五十二 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。 五十三（略） 五十四（略） 五十四の二（略） 五十四の三（略） 五十四の四（略） 五十四の五（略） 五十四の六（略） （新設） 五十五〇六十三（略）</p> <p>（設置） 第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより</p>

内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	(略)
新技術等効果評価委員会	産業競争力強化法
日本学術会議評価委員会	日本学術会議法（令和七年法律第 号）
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法

(設置)

第四十条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	(略)
(削る)	(削る)

内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	(略)
新技術等効果評価委員会	産業競争力強化法
(新設)	(新設)
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法

(設置)

第四十条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	(略)
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	三年法律第二百一十一号